

SN 普及事業補助制度

1.目的

静岡県内における SN の普及、および講師が安心して活動できる講師料・交通費の確保を目指し、依頼事業に対し県協会が補助を行う制度です。

2.内容

県協会・地域の会・個人に対する依頼事業において、SN の普及に役立つイベントではあるけれども、その講師料（交通費含む）が充分でなく、依頼を受託するかを躊躇するケースがあります。

その際に、依頼事業を県協会事業として受け入れ、一定の条件（講師料・交通費）のもとに県協会事業として講師依頼を行います。

3.条件

- ・申請者が静岡県内在住のネイチャーゲームリーダーであること。（トレーナー、インストラクターは除く。）
 - ・依頼事業が静岡県内での開催であること。
 - ・依頼事業が補助にふさわしい事業であると県協会理事会で承認されること。
- ※講師料等の条件があまりに現実的でないと県協会理事会で判断された場合、SN の普及活動として適切ではないと判断された場合は補助対象となりません。

4.予算

県協会の年間予算に計上された額を上限とし、先着順での受付とする。
2021 年度の予算は 50,000 円を計上する。

5.規定

- ・講師料は、一日（8 時間）あたり 10,000 円とする。8 時間以下の場合は、1 時間当たり 1250 円とする。（下見・打ち合わせ等は支給されません。）
- ・材料費は支給対象外です。
- ・交通費は、実際に必要な高速道路利用料及びガソリン代、もしくは公共交通機関の利用料とし、上限は 1 事業（往復）10,000 円/人とする。（下見・打ち合わせ等は支給されません）

- ・年間上限予算を計上し、上限に達し次第その年度の補助は終了とします。
- ・補助を希望する場合は、県協会への事前（1か月以上前）申請とします。
- ・事業内容については、SN 普及という観点に適合しているか等を県協会で判断し、補助対象とするかどうかを決定します。

6.手順

1. 申請者は、事業ごとに県協会に SN 普及事業補助申請（申請書および詳細資料の提出）を行います。
2. 県協会理事会にて、SN の普及という観点から補助にふさわしい事業かどうかを判断します。多数決で補助対象か否かを決定し、申請者に通知します。

[補助対象に認定された場合]

3. 該当事業を県協会事業とし、該当事業の収入をすべて県協会への収入とします。
4. 該当事業実施後、申請者は実施報告書を作成して県協会に提出します。
5. 実施報告受理後、県協会は講師料・交通費を該当事業の講師に支払います。

[補助対象に認定されなかった場合]

3. 事業を受託するか辞退するかは、申請者の判断となります。

7.補足

※交通費について

- ・公共交通機関を利用する場合、特急料金・新幹線利用料金等については支給対象となりません。
- ・車での移動については、高速道路利用料については軽自動車もしくは普通車での利用料の実費を支給します。またガソリン代については、移動距離（google map における最短距離）12km ごとに 130 円の支給とします。

以上

2021.3.18 作成